

2023年11月20日

医療法人 公仁会行動計画（第8回）

女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画を策定する

1. 計画期間 2023年12月1日～2025年11月30日までの2年間

2. 目 標 全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする

3. 取組内容

2023年12月～ 部門ごとの年次有給休暇取得率を運営会議で共有する

2024年 6月～ 年次有給休暇取得率の低い部門について、業務内容を見直し、業務効率向上のための取組を実施する